（前部上側端灯）

第46条　（略）

2　前部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の２第３項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（昼間走行灯）

第46条の２　昼間走行灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条の３第２項の告示で定める基準は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.から11.までに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則7.に限る。）に定める基準にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則13.2.に限る。）に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.5.（6.5.2.及び6.5.3.を除く。）に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

2　昼間走行灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の３第３項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（前部反射器）

第47条　前部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第35条第２項の告示で定める基準は、別添60「前部反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添60「前部反射器の技術基準」別紙５の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80％以上の値であること。」と、同別添別紙3.2.の規定中「基準軸（Ｖ＝Ｈ＝０°）を中心とし、以下の６点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸（Ｖ＝Ｈ＝０°）を中心とし、以下の６点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値

（前部上側端灯）

第46条　（略）

2　前部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の２第３項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（昼間走行灯）

第46条の２　昼間走行灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条の３第２項の告示で定める基準は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則6.から11.までに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則7.に限る。）に定める基準にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則13.2.に限る。）に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則6.5.（6.5.2.及び6.5.3.を除く。）に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

2　昼間走行灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の３第３項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（前部反射器）

第47条　前部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第35条第２項の告示で定める基準は、別添60「前部反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添60「前部反射器の技術基準」別紙５の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80％以上の値であること。」と、同別添別紙3.2.の規定中「基準軸（Ｖ＝Ｈ＝０°）を中心とし、以下の６点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸（Ｖ＝Ｈ＝０°）を中心とし、以下の６点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値